

## 山口市安心快適住まいの助成事業商品券取扱店利用規約

山口市安心快適住まいの助成事業商品券取扱店利用規約(以下「本規約」といいます)は、本事業の実施主体である山口市市長が認めた運営主体(以下「発行者」といいます)が、発行、付与、決済、換金(以下単に「発行等」といいます)する山口市安心快適住まいの助成事業のデジタル商品券及び紙商品券(以下単に「商品券」といいます)の利用ができる取扱店について、発行者と取扱店との間の契約関係を定めるものです。

発行者から取扱店として登録を受けることを希望する者(以下「取扱店希望者」といいます)は本規約(以下「本規約」といいます)に同意いただいた上で、発行者に対し、取扱店登録を申込みいただく必要があります。取扱店希望者が取扱店の登録を申込みした場合、本規約に同意したものとみなします。

### 第 1 条 (定義)

本規約において使用する用語の定義は、次表のとおりとします。

#### 用語 定義

##### (1)山口市安心快適住まいの商品券

山口市安心快適住まいの助成事業の商品券発行者が、利用者に対し発行する電磁的方法により記録されるデジタル商品券及び紙商品券であって、利用者が、本規約および発行者が別途定める規約等の条件に従い、取扱店において商品券使用取引の決済に使用することができるものをいいます。

なお、商品券は別表「令和 5 年度安心快適住まいの助成事業について」(以下「別表」という)に定める条件が適用されます。

##### (2)利用者

商品券の発行を受け、商品券を利用する個人をいいます。

##### (3)「ちよるPay」

利用者がデジタル商品券の発行を受け、利用する目的で利用者のスマートフォン上で使用する専用Webアプリ(以下「当アプリ」といいます)をいいます。

##### (4)取扱店

発行者が行う審査の基準を満たし、利用者との間で自己が指定した対象商品等について、商品券使用取引を行う山口市内に事業所のある個人事業者および法人をいいます。

対象商品等は、発行者が規約で認めるものに限り、対象商品等に含まないものは次のとおりです。

- ①出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等)
- ②国・地方公共団体への支払い(粗大ごみ処理券、国民健康保険料等)
- ③商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、切手付ハガキ、印紙、プリペイドカード、回数券、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いものの購入
- ④たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑤事業活動に伴って私用する原材料、機器及び仕入れ商品等の購入並びに自社商品の購入
- ⑥土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産や資産性の高いもの(自動車等)に関わる支払い
- ⑦現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に係る支払い
- ⑨特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩商品券の交換または売買
- ⑪その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの。また、山口市が指定するもの

#### (5)商品券使用取引

商品券の利用者が、取扱店において、商品券の残高と引き換えに、対象商品等を購入、またはサービスの提供を受ける取引をいいます。

#### (6)管理画面

取扱店がデジタル商品券に関して、次の業務を行うことを目的として使用する専用Webサイト

- ・自取扱店での利用履歴の確認
- ・自取扱店の利用総額の確認
- ・自取扱店を識別する専用二次元バーコードの発行
- ・自取扱店利用後の利用取消
- ・店舗の詳細情報等管理

#### (取扱店の登録)

第 2 条 取扱店希望者は、本規約の内容を承諾の上、発行者に対して所定の方法により取扱店登録を申し込むものとします。

2 登録店希望者が前項の申込みをした場合、発行者は取扱店の登録審査を行います。発

行者は、当該取扱店希望者に対して、当該取扱店希望者を取扱店として登録を認めない場合に限り、登録拒否の通知をします。

- 3 発行者と取扱店との間の契約は、発行者が前項にしたがって申込みを承諾したときに成立するものとしします。
- 4 取扱店は、管理画面を通じて、各種手続きを行うことができます。なお、本手続きにて発生した通信料・接続料などは、取扱店が負担するものとしします。
- 5 取扱店が管理画面を通じて行った登録手続きに対し、発行者はシステムへの登録をもって承認を行います。この承認をもって、取扱店は商品券使用取引を開始できます。
- 6 取扱店は、第1項に従い提供した情報について変更がある場合には、速やかに発行者に対し通知するものとしします。

(デジタル商品券使用取引)

第 3 条 取扱店は、利用者との間でデジタル商品券使用取引を行うことができるものとしします。

- 2 取扱店は、店頭において、自店を識別する二次元バーコードを表示します。
- 3 利用者は、取扱店が表示した自店を識別する二次元バーコードを、利用者のスマートフォン上の本アプリにより読み取り、取扱店が提供する財又はサービスの価格(含む消費税相当額)に相当するデジタル商品券金額を入力し決済を完了させます。提示するデジタル商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受け取ることはできません。ただし、一部の取扱店では、不足額を現金または取扱店の指定する方法により支払うことにより、商品やサービスを受け取ることができるものとしします。
- 4 取扱店は、次項各号のいずれかに該当する場合を除き、利用者からのデジタル商品券使用取引の申込みを拒絶してはならないものとしします。
- 5 取扱店は、利用者からデジタル商品券使用取引の申込みを受けた場合であっても、次のいずれかに該当する場合、デジタル商品券による決済を行ってはならないものとしします。
  - (1)利用者から、対象商品等以外の商品またはサービスについて、デジタル商品券による決済を求められた場合
  - (2)利用者から、当アプリの複製物による決済の申込みを受けた場合
  - (3)利用者から、偽造もしくは変造された当アプリを提示された場合
  - (4)第1号から第3号に該当すると疑われる場合
  - (5)発行者から、デジタル商品券使用取引の中止を求められた場合

6 取扱店は、法令に基づき売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、デジタル商品券使用取引を取消し、また解除しないものとします。利用者が取扱店から返金を受け必要がある場合、取扱店は自らの責任において、現金もしくはデジタル商品券の残高にて受け戻すものとし、対応を行うものとします。

(取扱店の販促物掲示等)

第 4 条 取扱店は、発行者所定の販促物等を、発行者の指示に従い掲示または表示するものとします。

(商品券取引金額の換金)

第 5 条 デジタル商品券取引金額は、第3条第3項に定める利用者による操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。

2 発行者は、取扱店に対し第2条により登録した情報に基づき、発行者が示した方法で商品券換金を行う手続きをします。

(不正な商品券使用取引の処理)

第 6 条 取扱店が第3条第5項第1号から第5号のいずれかに該当するデジタル商品券使用取引の申込みを受けたとき、同項各号のいずれかに該当する場合において、デジタル商品券使用取引を行ったことが判明したとき、又は紙商品券の偽造等の不正取引を行ったことが判明したとき、取扱店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとします。

2 取扱店が第3条第5項第1号から第3号および第5号のいずれかに該当するにもかかわらずデジタル商品券使用取引を行った場合、発行者は取扱店に対し、当該デジタル商品券取引にかかる金額を支払う義務を負わないものとします。

3 前項に規定する場合で、発行者が取扱店に対し当該デジタル商品券使用取引にかかる金額を支払い済みである時は、取扱店は発行者に対し、当該金額を返還しなければならないものとします。かかる返還の方法は、当該デジタル商品券使用取引の適当な商品取引金額から当該デジタル商品券使用取引にかかる金額を差し引く方法によるものとします。ただし、金額の差引による支払いができない場合は、取扱店は発行者による請求に従い、支払うものとします。

4 取扱店が第3条第5項第5号に該当するにもかかわらず、デジタル商品券使用取引を行ったと発行者が判断した場合、または取扱店が第1項に定める通知もしくは調査への協力を

怠った場合は、発行者は取扱店に対し、当該デジタル商品券使用取引に係る金額の支払いを拒絶することができるものとします。なお、当該デジタル商品券使用取引が、第3条第5項第1号から第3号に該当しないことが判明した場合は、発行者は取扱店に対し、当該デジタル商品券使用取引にかかる金額を、直近のデジタル商品券取引金額に上乘せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。対応するデジタル商品券使用取引がない場合、発行者は判明の月の翌月末日までにデジタル商品券取引金額を支払うものとします。

(クレーム対応等)

第7条 取扱店は、対象商品等に関連して、利用者または第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者、受任者にいかなる迷惑もかけないものとします。

2 取扱店は、前項のクレームを解決するにあたって、利用者または第三者の意向を十分に尊重して、速やかに対応するものとします。

3 取扱店は、発行者が、対象商品等に関連して、法令違反または行政処分等の対象となることがあると判断し、または、そのおそれがあると判断したときは、発行者に対して、その内容および経過を報告するものとします。また、発行者が前二項のクレーム対応上、または本項に定める法令違反等の事由により、利用者へ通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

(遵守事項)

第8条 取扱店は、本規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令および行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。

2 取扱店は、発行者がデジタル商品券利用促進のために、印刷物、電子媒体等に取扱店の名称および所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとします。

3 取扱店は、発行者から提供を受けた取扱店の情報を登録した二次元バーコードを適切に維持・管理するものとし、本契約が終了した場合、責任をもって廃棄するものとします。

4 取扱店は、二次元バーコードを第三者に譲渡、貸与その他の処分を行ってはならないものとします。

5 取扱店は、発行者が別途書面等により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行

う業務を第三者に委託することができないものとします。

(秘密保持義務)

第 9 条 取扱店は、本規約の内容および本規約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項(以下「秘密情報」という)を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1)開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2)秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3)開示の時点で公知の情報
- (4)開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(契約期間)

第 10 条 本契約は、第2条第3項に基づく本契約の成立時に効力を生じ、事業完了まで有効とします。

2 取扱店は、本契約を終了する旨の通知をする場合、発行者所定の方法にて行うものとします。

(解約)

第 11 条 取扱店は、解約日の1週間前までに、発行者所定の方法により申し入れることにより、本契約を解約することができます。

2 発行者は、解約日の1週間前までに、取扱店に書面そのほかの適切な方法により申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

(解除)

第 12 条 発行者は、取扱店が次のいずれかの事由に該当した場合には、何らかの催告なしに本契約を解除することができます。

- (1)本規約等に違反したとき
- (2)取扱店が発行者の定める登録基準に充足しないとき
- (3)手形または小切手の不渡が発生したとき
- (4)差押さえ、仮差押さえ、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき

(5)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算手続開始の申立てがされたとき

(6)取扱店の信用状態に重大な変化が生じたとき

(7)解散または営業停止状態となったとき

(8)発行者による連絡が取れなくなったとき

(9)販売方法、商品等、その他業務運営について、行政当局による注意または勧告を受けたとき

(10)取扱店に対してクレームが頻発し、発行者が取扱店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、取扱店が必要な対応を行わないとき

(11)販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、取扱店にふさわしくないと発行者が判断したとき

(12)本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断した場合

(13)その他発行者が取扱店との本契約の継続が困難であると判断した場合

2 本条に基づき本契約が終了した場合でも、発行者は取扱店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他取扱店に生じた損害につき、一切責任を追いません。

(契約終了時の処理)

第 13 条 本契約が終了した場合、その理由の如何を問わず、取扱店は直ちに商品券使用取引を停止します。

2 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。

3 本契約終了後も、第6条(不正なデジタル商品券使用取引の処理)、第7条(クレーム対応等)、第8条(遵守事項)第3項および第4項、第9条(秘密保持義務)、本条(契約終了時の処理)、第 15 条(損害賠償・費用負担)、第 16 条(通知の方法)、第 18 条(権利の譲渡等)、第 19 条(協議)、第 20 条(準拠法、管轄裁判所)の各規定については、その効力が存続するものとします。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第 14 条 取扱店は、その親会社、子会社等の関連会社ならびにそれらの役員、従業員等(以下あわせて「取扱店等」という)が、現在、暴力団、暴力団員、能力団員出なくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」と

いう)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1)暴力団員が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して賃金等を提供し、また便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること

2 取扱店は、取扱店等が自らまたは第三者を利用して、発行者または第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

3 発行者は、取扱店等が前二項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約および発行者と取扱店間に存在する他の契約の全部もしくは一部の履行を停止し、もしくは契約を解除し、またはその取扱店の全部または一部の登録を抹消することができるものとします。

4 発行者は、本条の解約等により、取扱店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

(損害賠償・費用負担)

第 15 条 取扱店は、取扱店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、全て取扱店の責任と負担において解決するものとします。

2 発行者は、取扱店と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、取扱店の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。



(通知の方法)

第 16 条 本契約に関する発行者から取扱店への通知は、書面、取扱店が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電もしくはメッセージの送信もしくは電子メールアドレスへの電子メールの送信、商品券にかかるウェブサイトへの掲載またはその他発行者が適当と認める方法により行われるものとします。

2 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信または電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われる場合には、発行者が前項に定める電話番号または電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなします。

3 第1項の通知が商品券にかかるウェブサイトへの掲載の方法により行われる場合には、その掲載をもって通知が完了したものとみなします。

(本規約等の変更)

第 17 条 発行者は、その裁量により、民法第 548 条の4にしたがって本規約等を変更することができるものとします。発行者は、本規約等を変更した場合には、所定のWebサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、取扱店に対して、本規約等を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を通知連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとします。

(権利の譲渡等)

第 18 条 取扱店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れ、その他形態を問わず処分することはできないものとします。

(協議)

第 19 条 本規約に定めのない事項または本規約の解釈に生じた疑義について、発行者および取扱店は、誠実に協議し解決を図るものとします。

(準拠法、管轄裁判所)

第 20 条 本契約に関する訴訟については、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 本契約の成立、効力、履行および解釈については、日本法に準拠するものとします。

## 令和5年度山口市安心快適住まいる助成事業について

## ○目的

市民が安心して快適に長く住み続けられる住宅環境の向上や個人消費の促進による市内経済の活性化を目的に、市民の皆さんが市内施工業者を利用して行う、現に居住する家屋(市外や市内の別の場所から転入・転居して居住する場合も含む)の住宅リフォーム工事(以下「工事」という。)の一部について助成します。助成については、助成金の額と同額の市内取扱い店で利用できる商品券で交付します。

## ○内容

対象工事	<p>助成交付決定通知日以降に工事に着手し、工事完了後、令和6年2月29日までに工事完了届の提出ができるもので、工事金額が10万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)で、次に掲げるすべての要件に該当するものが対象工事となります。なお、<u>交付決定日より前の着手した工事は対象となりませんのでご注意ください。</u></p> <p>○市内において、1年以上継続して事業を営んでおり、本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者に依頼する工事であること。</p> <p>○工事は、住宅の修繕、増築、その他住宅の機能の維持や向上を図るために行う補修・改良工事であること。(門、塀、柵、垣根などの防犯に資する工事も対象です。)</p> <p>※飛沫感染防止のためのトイレ改修工事や非接触型の水回り設備への改修工事、帰宅時の衛生管理を目的とした玄関横洗面場の設置工事などの新しい生活様式に対応したリフォーム工事も対象となります。詳しくは、別紙「助成対象工事一覧表」でご確認ください。</p> <p>○当該事業と下記の山口市及び国・県等の助成等を併せて受ける場合は、他の助成対象部分を当該事業対象となる工事見積額に含めないこと。</p> <p>(1)介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費  (2)山口市重度障がい者等住宅改修費  (3)山口市合併処理浄化槽設置整備事業補助金  (4)山口市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金  (5)山口市みどりの生活通り推進事業補助金  (6)山口市空き家バンク改修事業補助金  (7)その他山口市及び国・県等それに準ずる団体からの補助金等</p>
対象施工業者	<p>○工事開始時点において、市内で1年以上継続して事業を営んでおり、本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者であること。</p> <p>○山口市安心快適住まいる商品券の取扱い事業者でないこと。</p>
助成金額	<p>○工事金額(消費税及び地方消費税を除く。)の10%について、上限額を15万円として助成します。ただし、助成金額をデジタル商品券で受取の場合は、工事金額の15%について、上限額を20万円として助成します。(1,000円未満の端数は切り捨て。)</p> <p>○申込後、助成金の交付を決定し、工事完了後に申込者から提出された完了届の審査を行い、助成額を確定した後に助成金額と同額の山口市安心快適住まいる商品券を交付します。</p> <p>なお、商品券は発行日から6か月間有効です。</p> <p>○交付決定通知書に記載されている金額が交付額の上限となります。  また、工事支払い額の10%(または15%)が、助成金確定額となります。</p>
対象者	<p>次に掲げるすべての要件に該当する方が対象となります。</p> <p>○申請時点で新築後1年を経過している住宅に居住し、当該住所に住居登録を有する</p>

	方、又は工事完了届の提出日までに当該住宅に転居し住民登録をする方。 ○山口市に納税義務のある市税を滞納していないこと。
対象住宅	次に掲げる要件に該当する住宅が対象となります。 ○山口市内にあり、現に居住しているまたは転入・転居して居住すること。 (店舗、事業所部分等は除く)
申込手続	「山口市安心快適住まいの助成事業助成金交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類とともに下記申請窓口までお申し込みください。申請書類については、山口市、山口商工会議所、山口県央商工会、徳地商工会の各ホームページからダウンロードするか、各申請窓口でお受け取りください。
募集期間	令和5年5月15日(月)から ※予算が無くなり次第受付終了となります。(先着順)
助成事業の募集から事業完了までの流れ	<p>①助成申請書類を受付(5/15～予算が無くなり次第終了) <b>郵送:申請者→申請窓口</b></p> <p>※デジタル商品券で受取の場合は、申請時に専用 WEB アプリで会員登録を行い、10桁のユーザーIDを取得してください。※デジタル商品券は、申請者本人以外が受け取ることは出来ません。必ず申請者本人の登録を行ってください。</p> <p>②助成申請書類の審査</p> <p>③助成金交付決定通知書の発行 審査後に助成金交付決定通知書を発行し申請者住所へ郵送します。 ※工事は助成金交付決定通知書を受け取ってから開始してください。</p> <p>④工事完了届の提出(令和6年2月29日まで) <b>郵送:申請者 → 申請窓口</b></p> <p>⑤工事完了届の審査 ※工事写真をもとに現地検査を行う場合があります。</p>
	<p>【紙商品券の場合】</p> <p>⑥確定通知書及び請求書兼領収書の様式を申請者へ送付</p> <p>⑦商品券の発行 <b>受取:申請者 → 申請窓口</b> 請求書兼領収書と認印を申請窓口に参加(令和6年3月31日まで) ※申請窓口で助成金と同額の市山口市安心快適住まいの商品券を交付します。 ※商品券は発行日から6か月間有効です。</p> <p>⑧アンケートを返送 山口市安心快適住まいの商品券の交付時に、アンケートと返信用封筒をお渡ししますので、記入後に返送してください。</p> <p>【デジタル商品券の場合】</p> <p>⑥確定通知書を申請者へ送付 ※確定通知から2週間以内に助成金額が専用 WEB アプリに反映されます。</p> <p>⑦商品券の受取(反映)確認 確定通知書記載の反映予定日に、専用 WEB アプリに助成金額が反映されていることをご確認ください。 ※商品券は反映日から6か月間有効です。</p> <p>⑧アンケートのご回答 アンケートを送信いたします。届きましたらご回答をお願いいたします。</p>

○問合せ先及び申請窓口

山口商工会議所	〒753-0086	山口市中市町 1-10	TEL 083-925-2300
山口県央商工会 阿知須支所	〒754-1277	山口市阿知須 4233-31	TEL 0836-65-2129
秋穂支所	〒754-1101	山口市秋穂東 6570	TEL 083-984-2738
阿東支所	〒759-1513	山口市阿東徳佐下 25-1	TEL 083-956-0032

徳地商工会	〒747-0231	山口市徳地堀 1817	TEL 0835-52-0026
-------	-----------	-------------	------------------

○制度に関する問合せ先

山口市ふるさと産業振興課	〒753-8650	山口市亀山町2-1	TEL 083-934-2719
--------------	-----------	-----------	------------------

令和5年度 山口市安心快適住まいの助成事業

助成対象工事の例（※1）	
1. 外部工事	
屋根・外壁・軒天の改修や塗装・コーキング	住宅と同一棟の車庫や物置等の改修・増築
雨樋の取替・改修	併用住宅のうち、住居部分に係る改修・増築
サッシ・雨戸・電動シャッターの設置・取替	スロープの改修や設置工事（※2）
玄関フード・サンルームの増築	ウッドデッキ・パーゴラの設置、バルコニーの増築・改修
2. 内部工事	
床・壁・天井材の張替・改修	間取り等の変更に伴う壁等の改修
ドア・ふすま・障子等の建具や畳の取替・張替	床・建具等のバリアフリー化、手すりの設置
ガラス・網戸の設置・交換	スイッチ・コンセント・配線等の電気工事
カウンター・棚の設置・改修	
3. 設備工事	
浴室・ユニットバス・トイレ・洗面の設置・改修	エコキュート等の高効率給湯システムの設置
システムキッチンの設置（※3）	換気扇・換気空清機ロスナイの設置
給排水衛生設備工事（宅内に限る）	床下換気扇の設置
ガス給湯器・電気温水器・ボイラー等の設置	床暖房設備工事・ペレットストーブの設置
4. 再生可能エネルギー設備導入に係る工事	
太陽熱利用機器の設置	
5. 既存住宅の増改築工事	
住宅の増改築	
6. 防犯対策関連工事	
門・塀・柵・垣根の改修や設置工事（※4）	

※1 助成対象者が主に居住する建物（母屋）に係る工事に限ります。

この表に掲示のない工事については、個別に審査し決定します。

※2 母屋に接し、段差を解消するものが対象となります。

※3 システムキッチンに組み込みの調理機器等（食器洗浄機を含む）の設置・取替も対象となります。

※4 住宅の安全・防犯対策に資するものが対象となります。

助成対象とならない工事の例	
住宅の新築	併用住宅のうち、店舗部分に係る改修、増築
母屋と離れた別棟の改修、増築	太陽光発電装置、蓄電システムの設置
母屋と別棟をつなぐ渡り廊下の改修、増築	駐車場・庭の整備
玄関アプローチの設置・改修	カーポートの設置・改修
撤去・解体費用（※5）	シロアリのリフォームを伴わない防除作業（※5）、散布等
電気製品・備品（エアコン、テレビ、照明器具、家具、火災報知器、防犯カメラ等）の購入費用	廃材処分費

※5 リフォーム工事を伴う撤去・解体費用・シロアリの駆除、その後の防除は対象となります。

【注意】 人件費の割合が工事代金の大半を占める場合は、人件費全額を対象外とする場合があります。